「Medical Fair India 2027」
ジャパン・パビリオン出品案内書

■■ 応募申込締切：2026 年 11 月 20 日（金）17 時 00 分（日本時間）■■

ジェトロは、インド・ニューデリーで開催される南アジア最大級のヘルスケア分野展示会「Medical Fair India 2027」にジャパン・パビリオンを設置します。インドの医療機器市場は今後も高い成長が見込まれており、日本企業にとって有望な市場の一つです。本展示会には、医療機器メーカーやヘルスケア関連企業に加え、病院関係者、販売代理店、製造機械・部材関連企業など幅広い関係者が来場します。ジェトロは本ジャパン・パビリオンを通じて、日本企業のインドおよび南アジア地域における販路開拓や事業拡大を支援するとともに、日本のヘルスケア産業のプレゼンス向上を図ります。ぜひこの機会をご活用ください。

「Medical Fair India 2027」概要

- 名　称：　Medical Fair India 2027（https://www.medicalfair-india.com/）
- 会　期：　2027 年 3 月 13 日（土）～ 2027 年 3 月 15 日（月）
- 開催地：　インド・ニューデリー
- 会　場：　Bharat Mandapam (Pragati Maidan), New Delhi
- 主催者：　Messe Duesseldorf India Pvt. Ltd.
- 対象業種：医療機器、診断・検査機器、病院設備・医療インフラ、医療 IT・デジタルヘルス、リハビリテーション機器、医療関連サービス等
- 来場者数：約 18,000 人（見込み）
- 出展社数：約 500 社（見込み）
- 展示面積：15,500 m²

ジャパン・パビリオン概要

- 主　催：　日本貿易振興機構（ジェトロ）
- 規　模：　48 ㎡（6m×8m）、小間割なし
- 出展社：　5～6 社（審査有。申込多数の場合、中堅・中小企業を優先する場合があります。）

募集品目・出品料・出品形態

- **募集品目**：
 医療機器（完成品）、デジタルヘルス*、医療消費財、医療機器機械・部材等
 *プログラム医療機器（SaMD）、モバイルヘルス、健康情報技術、ウェアラブル機器、遠隔医療、個別化医療等のこと。
- **出品料**：無料
 ※　但し、契約成立後（ジェトロの採択通知書による承諾意思表示の発信時点）にキャンセルの場合は、キャンセル申出時点で発生している実費をご負担頂きます。
- **出品形態**：オープンスペース（小間割なし、各社に社名入り小型の展示台を設置予定）

出品要件

1) 見本市の出品分野に合致する日本の製品・技術・サービスを有する日本企業であること。
2) 出品物は申込日本企業の自社製品であり、自社ブランドとして販売する物であること。
3) 出品目的が調査や研修目的等でなく、商談目的であること。
4) 本見本市出品について、経営者・事業責任者を含めて社内での同意が得られていること。
5) 商談のフォローアップができる輸出または海外事業担当者がいること。
6) 会期中の全日程で出品し（会期途中で撤収しない）、商談担当者１名以上が常駐すること。
 ※自治体等のとりまとめ団体による代理商談は認めません。
7) ジェトロが会期前、会期中および会期後に実施する各種アンケートに必ず協力すること。

費用負担

【ジェトロが提供するサービス】

- パビリオンの施工・基本装飾
- 備品：展示台（縦 0.5m、横 1m ほど、社名表示あり）※予定
- 共用スペース：受付、カタログラック、面談エリア（机と椅子、電源、ごみ箱）※予定

【含まれないサービス】

上記以外にかかる費用（例として以下）

- 出品物調達費
- 渡航費（航空賃、宿泊代）、ビザ代、旅行傷害保険料等
- 参加者宿泊先と会場間の交通費、食費等の個人的な経費
- 会場までの出品物の手配・輸送費（同輸送費には、通関、見本市会場内の搬入・搬出費用、空箱保管料、貨物保険料等の輸送関連経費を含む。）
- ブースアシスタント、通訳等に係る手配・経費（個別手配が必要な場合）
- 追加電源費用・追加備品・広報素材などの制作費用

申込・出品の流れ

本案内書および 「海外見本市出品要綱」をよくお読みの上 、以下 2 つの STEP 全てを申込締切までに完了させてください。

【申込締切】：2026 年 11 月 20 日（金）17 時 00 分（日本時間）

【STEP1】

下記のイベント申込ページで必要事項を入力・送信してください。

https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0095387J

※ 初めてのお申込みの方は「お客様情報登録」（無料）が必要です。

※ **お申込みは日本法人からお願いいたします。**運営に現地法人等の関係者がかかわる場合は、出品企画書内の運営担当者欄についてもご記載ください。

【STEP2】

STEP1 完了後に届く自動メールに記載の URL または下記より、**「出品企画書・書類提出フォーム」へのご回答**および、**必要書類をアップロード**してください。

<出品企画書・書類提出フォーム>

https://www.jetro.go.jp/form5/pub/odc/mfi2027

※応募多数の場合、上記申込締切より早く締め切る場合があります。

※こちらの情報に基づき審査を行いますので、不備のないようできるだけ詳細にご記載ください。

<アップロードが必要な書類>

①「出品申込書・承諾書」
　押印済み書類(※)をアップロードしてください。
　※ 代表者印(実印)のみ可。角印(社印)は不可。
　（詳細は P.7「代表者印について」を参照ください。）

②「会社案内」（日・英）

③「出品物カタログデータ」（日・英）

④「企業ロゴ」【カタログ等掲載用】
　（ファイル形式：AI, PDF, jpeg　解像度：300dpi サイズ上限：10MB)

【選考および結果通知（12 月初旬～中旬予定)】

申込内容等をもとに、出品いただく事業者を選考します。選考結果は、上記「申込フォーム」で登録されたメールアドレス宛てにお知らせします。

注意事項

※ 以下には重要な情報が記載されています。お申し込みの前に必ずご確認ください ※

1) 出品申込書に記載した内容に変更がある場合、書面にてジェトロに連絡してください。
また、申込締切日を過ぎてから内容を変更する場合、その内容によってはジェトロで応じられない場合がありますので、予め了承願います。
2) 出品に係る規則は、本「出品案内書」および「海外見本市出品要綱」によるものとします。本案内書記載内容と海外見本市出品要綱の内容が異なる場合は、本案内書を優先します。
https://www.jetro.go.jp/newsletter/odc/2026/Healthcare/shuppinyoko.pdf
3) 本見本市への参加は先着順ではなく、ご提出された企業情報をもとに審査を行い決定します。お申込みの段階で出品を確約するものではありません。
4) 薬機法に関し、抵触する表現・表示をしていないことをご確認ください。
5) パビリオン内の各社配置は、審査結果、出品物、カテゴリー等を総合的に考慮し、確保できたスペース内で展示構成を配慮しつつ、ジェトロが決定します。類似の出品物企業の展示位置が隣接する場合がありますので、あらかじめご承知ください。
6) 審査結果に関する問い合わせにはお答えできません。
7) 現地への出品物輸送および見本市会場内の搬出入は、全て出品者の責任において実施してください。
8) ジェトロが成果把握等のために実施するアンケートや電話・メールによるフォローアップ調査には、必ず回答してください。アンケートにご協力いただけない場合、出品の取り消しや今後の出品をお断りする場合もあります。
9) 安全保障貿易管理に関する各リンクをご確認いただき、同意してください。なお、外国為替及び外国貿易法等、国内法令に定めのある出品物の出品については、出品者様の責任において事前に許可等を取得願います。
 - 経済産業省安全保障貿易管理：http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html
 - 輸出管理等の外為法関連規制に関する特記事項：
 https://www.jetro.go.jp/user_info/export_control.html
10) 自社スペースの転貸、売買、交換、譲渡はできません。
11) ジェトロは、会期中及びその前後を通じて会場内外で発生した傷病、事故、盗難、火災、その他一切の原因を理由とするいかなる損害・損失・損傷についての責任を負いません。
12) ジェトロは出品物等の知的財産権に係るトラブルが発生した場合、一切責任を負いません。必要に応じて自己の責任及び経費負担の下、事前に保護対策を行って下さい。
13) ジェトロの責任に帰すことのできない事由による、出品者と商談相手のトラブルについては、一切責任を負いません。
14) 搬入～会期～搬出の全行程を通し、各社最低１名は自社スペースに常駐してください。また、見本市最終日の終了時刻以前の撤収は認められません。
15) 提供された個人情報は、関係省庁に加え、事業委託のため事業関係者に提供する場合があります。また、本見本市の実施について、ジェトロのウェブサイトにて、企業情報および出品物の情報を公開しますのでご了承ください。
16) 展示装飾、今後の準備の詳細については、出品者説明会等にて別途ご案内します。ブースの装飾

および施工はジェトロ指定事業者が、出品物の展示・陳列は出品者が行いますが、出品物の展示方法については、見本市主催者の規定もしくはジェトロの指示に基づき、修正いただく場合もあります。

17) 予算が措置されない場合など、予算等の都合により、ジェトロは事業の実施を見送ることがあります。

18) 戦争、政情不安、天災、感染症、その他、出品者の責めに帰することのできない事由により本事業が中止となった場合に生じる損害について、ジェトロはその責任を負いません。

19) 出品者には、ジェトロの「反社会的勢力への対応に関する規程」第２条で定義する反社会的勢力に該当せず、かつそれらと関係を有しないことを確約いただきます。該当することが判明した場合、ジェトロは当該出品者の本見本市への出品を取り消し、その時点で発生している実費をご負担頂きます。
http://www.jetro.go.jp/ext_images/disclosure/antisocial/hansyakai-taiokitei.pdf

20) 本「出品案内書」に記載の事項は、海外現地事情により変更の可能性がある点をご了承ください。また、本案内書に定めのない事項が発生した場合は、ジェトロがその対応を決定するものとします。

21) ジェトロが審査結果をメールにて発信した時点で出品契約が成立します。出品契約成立後に出品を辞退する場合は、その時点で発生している実費をご負担いただきます。また、相応の理由なしに辞退された場合や、アンケート等にご協力いただけない場合、今後ジェトロが実施する事業の選定等において考慮されることとなります。

中堅・中小企業の定義

本事業における中小企業の定義・要件は、以下（1）の定義・要件を満たす場合に、本事業における中小企業とみなします。（2）の要件に関しては後日確認させていただく場合がございます。

（1）中小企業基本法の定義

製造業その他	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人

※常時雇用する従業員の数には、事業主、役員の人数、臨時の従業員を含みません。
※法人格のない個人事業者によるお申し込みについても、同様に判断します。

（2）中堅企業の定義

中小企業以外で、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 2 条第 24 項に規定する者であって、常時使用する従業員数が 2,000 人以下の会社。

※「産業競争力強化法」 e-Gov https://laws.e-gov.go.jp/law/425AC0000000098
※申込企業が、常時使用する従業員の数が 2,000 人を超える法人に直接又は間接に 100%の株式を保有される事業者である場合、大企業とみなし、他の中堅・中小企業の参加を優先させて頂く場合があります。

代表者印について

以下の見本と同じ印影の印鑑をご使用ください。

【見本】

【代表者印】 本店所在地の法務局に届出済みの法人の実印	代表取締役印 	株式会社、有限会社等
	理事長印 	社団法人、NPO 法人等
【役職印】 法人名のほかに所属長名が刻印された印鑑		※出品申込権限をお持ちであることが確認できる書面等も併せてご送付ください。

【代表印の NG 例】

以下の印は代表印に相当しません。

角印（社印）、認印	

※原則、角印（社印）、認印は承認できませんが、諸事情により代表者印をお持ちでない場合は、ご相談ください。

※個人事業主の方は、各市町村役場に登録されている個人印（実印）を押印ください。

問合せ先

【日本】ジェトロ　海外展開支援部　販路開拓課　ヘルスケア産業班

担当：前田、太田

TEL：03-3582-8351

E-mail：healthcare@jetro.go.jp

■■ ご不明な点がございましたらお気軽にご連絡ください ■■